

医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- オンラインを請求行っております。
- オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療ができる体制を実施しています。
- マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施してまいります。
(※今後導入予定です)

とっても簡単! マイナンバーカード

1 受付
マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

2 本人確認
顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

3 同意の確認
診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

4 受付完了
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会

医療法人社団 健愛会
志度あきやまクリニック
内科 泌尿器科 腎臓内科 リハビリテーション科 循環器内科

令和6年6月1日

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	2点

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。

ご来院時にご持参いただくもの

- ☑ マイナンバーカード（又は健康保険証）
- ☑ 受給者証（お持ちの方のみ）
- ☑ 紹介状
- ☑ お薬手帳



* 高額療養費制度の利用について、マイナンバーカードで受診される患者さんについては、「限度額認定証」は不要です。

* マイナ保険証を利用されない方は、健康保険証をご持参ください。

なお、マイナンバーカードを持っているものの健康保険証としての利用登録を行っていない場合は、当院で設置しているカードリーダーから手続することが可能です。

（ご自身の「マイナポータル」からも手続可能です。）

▶ マイナ保険証についてお知りになりたい方は、厚生労働省HP([マイナンバーカードの保険証利用について](https://www.mhlw.go.jp) | [被保険者証利用について](https://www.mhlw.go.jp)) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp) をご覧ください。